

## 令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜に係る追検査について

### 1 追検査の対象者

学力検査等の当日※に、自然災害、試験場に向かう途中の事故・事件（渋滞に巻き込まれた等の理由を除く。）、痴漢被害、身体・健康上の理由（新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症、疾病等、月経随伴症状等の体調不良等）等によりやむを得ず当日すべての検査を受験しなかった者

※ 二日間にわたり学力検査等を実施する選抜にあつては、いずれか一日でも該当する場合を含む。

注 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜又は日本語指導が必要な生徒選抜（以下「特別選抜等」という。）に出願した志願者のうち一般選抜に出願した者は、特別選抜等に係る追検査を受験することはできない。

### 2 連絡等

「1」に該当する人は、状況が明らかとなった時点ですぐに次の【連絡先】に連絡してください。

#### 【連絡先】

大阪府内の中学校等の出身者 … 中学校等の先生

その他の者 … 高等学校を設置する教育委員会

大阪府立の高校 … 大阪府教育庁教育振興室高等学校課（06-6944-6887）

堺市立堺高校 … 堺市教育委員会学校教育課（072-340-2300）

東大阪市立日新高校 … 東大阪市教育委員会学校教育課（06-4309-3312）

岸和田市立産業高校 … 岸和田市教育委員会教育総務部産業高校学務課

（072-422-4861）

※中学校等とは、中学校、支援学校、義務教育学校、中等教育学校のことです。

### 3 追検査への申出方法

対象者が追検査の受験を申し出る場合は、3月12日（火）午後1時から午後5時までに、「追検査申出書」を提出してください。

提出方法等の詳細は、「2」の【連絡先】に問い合わせ確認してください。